

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「伝統に縛られず、伝統を活かす」を理念に「伝統と技術と人材力を価値にする」をビジョンの下、株主、取引先、社員、社会などのすべてのステークホルダーの信頼と期待に応え、長期にわたる成長と企業価値の極大化を使命であると認識しております。その実践のためにコーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題の一つと位置付けて、経営の透明性向上と、公正かつ迅速な意思決定を伴う経営システムの維持及び経営監視機能の強化を目指しております。

なお、当社のコーポレートガバナンスに関する基本方針は、以下の当社ホームページに掲載しております。

<https://www.jintan.co.jp/>

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使、招集通知の英訳】

当社は現在、株主における機関投資家や海外投資家の比率は相対的に低いと考えられ、導入に至っておりません。今後につきましては、前期投資家の動向をふまえつつ、決議権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳を検討してまいります。

【補充原則3-1-2 合理的な範囲での英語での情報開示・提供】

現在当社の株主における海外投資家の比率は相対的に低い状況であります。

今後、海外投資家の比率が一定以上になった時点で検討いたします。

【補充原則4-1-3 最高経営責任者等の後継者の計画】

後継者計画および後継者の育成について十分な議論がされているとは言えないため、取締役会において引き続き議論を重ねてまいります。

【原則4-2 取締役会の役割・責務(2)】

コーポレート・ガバナンス基本方針 第5章 第13条(取締役会等の役割)をご参照願います。

【補充原則4-3-2 客観性・適時性・透明性ある手続に従ったCEOの選任】

今後の課題として、取締役会で適切に検討立案してまいります。

【補充原則4-3-3 CEOを解任するための客観性・適時性・透明性ある手続の確立】

今後の課題として、取締役会で適切に検討立案してまいります。選任手続を含め適切に検討立案してまいります。

【補充原則4-10-1 指名・報酬等に関する独立性・客観性と説明責任の強化】

監査等委員である取締役及び独立社外取締役と事前協議の場を設け記録を残すとともに、その意見を十分に尊重することとしております。任意の委員会の必要性についても検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、取締役会にて、政策保有株式について、保有目的の適切性および保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかを精査し、保有の適否を検証いたします。検証の結果、保有の妥当性を認められないと判断される株式については、縮減の対象として対応を進めることとしております。ただし、検証内容の開示方法については、今後その方法も含め検討してまいります。政策保有株式の議決権に関しましては、投資先企業及び当社の企業価値の向上に資する提案か否か、その基準の策定を検討してまいります。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

コーポレート・ガバナンス基本方針 第2章 第6条(関連当事者との取引)をご参照願います。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

確定拠出年金制度(401K)を導入しており、従業員に対して運用制度の説明会を定期的に行い、教育研修の実施を行っております。

【原則3-1-1 経営理念等、経営戦略、経営計画】

当社は、企業理念等、活動指針を企業行動憲章として定めております。

また当社事業における基本的な考え方は、ホームページ、事業報告書、有価証券報告書において公表しております。

【原則3-1-2 CGに関する基本的な考え方と基本方針】

コーポレート・ガバナンス基本方針をご参照願います。

【原則3-1-3 取締役等の報酬を決定するにあたっての方針と手続】

取締役(監査等委員であるものを除く。)報酬につきましては、株主総会で決められた限度内にて役員の報酬等の額の決定に関する方針を定め

ており、その内容は、報酬等の額は、業績の良否並びに従業員の給与水準及び業績への貢献度を勘酌し決定しております。また、その方法は、役位並びに予め定めた順序別に代表取締役社長が決定しております。

監査等委員である取締役については、株主総会で決められた限度内にて役員の報酬等の額の決定に関する方針を定めており、その内容は、報酬等の額は業績の良否並びに従業員の給与水準及び業績への貢献度を勘酌し決定しております。また、その方法は、監査等委員である取締役の協議によって決定しております。今後については、より透明性・公正性の高い手続きと手法等を検討してまいります。

【原則3-1-4 取締役等の選任・指名を行うに当たっての方針と手続】

【原則3-1-5 経営陣幹部の個々の選任・指名事由】

当社は、取締役候補者の指名、代表取締役選解任のプロセスの透明性及び公正性について社外取締役との十分な議論、意見形成を持った上で決定しております。取締役の選任についての説明は、株主総会招集通知にて記載いたします。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

法令並びに定款に定める事項及び「取締役会規則」に定める事項以外の業務執行については、その各事業分野における意思決定は取締役と「執行役員規程」の規定に基づき選任された執行役員がその実施責任を負います。なお、各組織の分掌する業務については、「業務分掌規程」を定めて明確にし、円滑な遂行を促進しております。

【原則4-8 独立社外取締役の有用な活用、独立社外取締役2名以上】

当社の取締役会は、監査等委員以外の取締役3名及び監査等委員である取締役3名の計6名(うち社外取締役4名)で構成され、原則毎月1回開催し、コーポレート・ガバナンスを含めた経営に関する重要事項の決定、報告並びに業務執行状況の監視・監督を行っております。また、社外取締役を招聘することにより、第三者的立場からの監督や助言を受けつつ経営判断の迅速性と透明性を確保しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針を定めておりませんが、その選任に当たっては、その機能・役割を踏まえ、社外における経験及び専門的知見等を勘案の上、個別に判断して候補者を決定しております。

【補充原則4-11-1 取締役の選任に関する方針・手続(考え方)】

取締役会は全社の財務及び事業の方針の決定を担うものであり、経営理念やステークホルダーとの信頼関係等を十分に理解した上で、企業価値を向上させ株主の利益を中長期的に確保・向上させなければならないと考えております。その目的を達成するためには、幅広い視野と各事業における専門性の高い業務知識・ノウハウを兼ね備えた者が取締役に就任し、意思決定において重要な役割を果たすことが必要と考えております。同時に、取締役会において、経営者から独立した立場からの意見を反映するために、優れた経験・見識のある社外取締役を選任しております。なお、当社の取締役の選任にあたっては、より透明性・公正性の高いプロセスの手法等を検討してまいります。

【補充原則4-11-2 他の上場会社の役員の兼任】

当社取締役・監査等委員である取締役が他の上場会社の役員等を兼務することがありますが、当社における責務を果たすのに支障の無い範囲に留まっております。なお、当社取締役・監査等委員である取締役の兼任状況につきましては、事業報告等各種法定報告の中で、毎年開示してまいります。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性評価】

コーポレート・ガバナンス基本方針 第5章 第16条(取締役会の実効性確認)をご参照願います。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニングの方針】

コーポレート・ガバナンス基本方針 第5章 第17条(取締役・監査等委員である取締役の研修方針)をご参照願います。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

コーポレート・ガバナンス基本方針 第6章 第20条(株主等との対話)をご参照願います。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社森下泰山	1,095,200	26.39
ロート製薬株式会社	355,000	8.55
公益財団法人森下仁丹奨学会	211,200	5.08
株式会社三菱UFJ銀行	132,000	3.18
日本生命保険相互会社	111,000	2.67
株式会社ラクサン	106,420	2.56
株式会社大正銀行	88,000	2.12
三菱UFJ信託銀行株式会社	88,000	2.12
森下仁丹取引先持株会	62,140	1.49
フジモトHD株式会社	43,270	1.04

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

当社は、平成29年5月12日開催の取締役会決議に基づき、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、平成29年10月1日付で、単元株式数を1,000株から100株に変更しております。また単元株式数の変更と共に証券取引所が望ましいとする投資単位の水準(5万円以上50万円未満)とすることを目的として、当社普通株式について5株を1株とする株式併合を行っております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	医薬品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
杉浦 一哉	他の会社の出身者											
齋藤 洋一	他の会社の出身者											
澤田 侑己	公認会計士											
石原 真弓	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
杉浦 一哉			――	杉浦一哉氏は営業部門・マーケティング部門に精通しており、また、事業運営に関する見識が豊富なことから、当社の適正な業務運営及び経営の監督に十分な役割を果たしていただけるものと判断しております。
齋藤 洋一		○	――	齋藤洋一氏は、医療全般に関する豊富な見識を有すると同時に病院院長として病院経営にも関与されていることから専門知識・経験等を基に当社の適正な業務運営及び経営の監督に十分な役割を果たしていただけるものと判断しております。

澤田 侑己	○	○	——	澤田侑己氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見と企業活動に関する豊富な見識を有することから、当社の適正な業務運営及び経営の監督・監査に十分な役割を果たしていただけるものと判断しております。
石原 真弓	○	○	——	石原真弓氏は、弁護士であり専門知識と企業活動に関する豊富な見識を有することから、当社の適正な業務運営及び経営の監督・監査に十分な役割を果たしていただけるものと判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	なし

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし
----------------------------	----

現在の体制を採用している理由

当社の監査等委員会は社外取締役2名を含む3名で構成されておりますが、事業規模を勘案し少人数で実効性のある監査等委員会を志向しています。また今後、監査等委員会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会との協議の上、監査等委員会を補助すべき使用人を置くものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査部門として代表取締役社長直轄の内部監査室(1名)を設置しており、各部門及び子会社の業務執行について、「内部監査規程」及び年次の内部監査計画に基づき、必要な内部監査を実施しております。監査結果につきましては、定期的に代表取締役社長に報告するとともに、監査等委員会に対しても内部監査の状況を報告しております。また、会計監査人と主に財務報告の適正性に関する内部統制の状況について密に連絡を取り、相互に情報交換を行っております。

監査等委員会は、会計監査人と定期的に監査報告会を開催し、会計監査人より監査結果の報告を受けるとともに、重要な会計に関する検討課題については随時意見交換し、検討を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	その他
---	-----

該当項目に関する補足説明 更新

「譲渡制限付株式報酬(RS)」を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

2018年度における当社役員に支払った報酬は、次の通りです。

取締役(監査等委員を除く)	6名	61百万円
監査等委員	3名	17百万円
うち社外役員	3名	11百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

- a. 監査等委員であるものを除く取締役の報酬
当社は、株主総会で決められた限度内にて役員の報酬等の額の決定に関する方針を定めており、その内容は、報酬等の額は、業績の良否並びに従業員の給与水準及び業績への貢献度を斟酌し決定しております。また、その方法は、役位別並びに予め定めた順序別に社長が決定しております。
- b. 監査等委員である取締役の報酬
当社は、株主総会で決められた限度内にて役員の報酬等の額の決定に関する方針を定めており、その内容は、報酬等の額は、業績の良否並びに従業員の給与水準及び業績への貢献度を斟酌し決定しております。また、その方法は、監査等委員である取締役の協議によって決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

監査等委員であるものを除く社外取締役及び監査等委員である社外取締役に対しては総務部が窓口となり、取締役会の開催に際しては、資料を事前に配布するほか、重要な案件については事前説明をおこなっております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
駒村 純一	特別顧問	・公的団体等の社外活動 ・当社からの要請に応じた助言	非常勤、報酬有	2019/06/27	2019/06/28 ~

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新	1 名
--	-----

その他の事項 更新

相談役・顧問については、定款の定めに基づき取締役会決議により設置しております。
相談役・顧問の任期・報酬については、取締役会決議により定めた内規に基づき、個別に決定しております。
上記の相談役・顧問等は、当社の経営のいかなる意思決定にも関与していません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- 1.当社は、監査・監督機能の強化とコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることを目的として、平成30年6月28日開催の株主総会での承認をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。
以下のコーポレート・ガバナンスの状況については、法令で定められた事項や経営の基本方針等、重要事項に関する意思決定機関及び監督機関として取締役会、監査機関として監査等委員会を基本機構としております。

a.取締役会

取締役会は監査等委員以外の取締役4名及び監査等委員である取締役3名の合計7名(うち社外取締役3名)で構成され、原則毎月1回開催し、コーポレート・ガバナンスを含めた経営に関する重要事項の決定、報告並びに業務執行状況の監視・監督を行っております。また社外取締役を招聘することにより、第三者的立場からの監督や助言を受けつつ経営判断の迅速性と透明性を確保しております。なお、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員以外の取締役の任期は1年、監査等委員である取締役については2年としております。

b.監査等委員会

監査等委員会は社外取締役2名を含む3名で構成されております。監査等委員である取締役は監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画に基づき実施する業務及び財産の状況調査、取締役会等の重要な会議への出席及び重要な決裁書類の閲覧等を通じて取締役の職務執行を監査しております。

また、監査等委員である取締役は内部監査室等の関係部署及び会計監査人と適宜情報交換及び意見交換を行っており、監査等委員会監査の実効性の向上を図っております。

c.経営委員会

経営委員会は、業務執行状況の確認及び環境変化への迅速な対応を協議する目的で、代表取締役社長が指名する取締役・執行役員・本部長を中心にした委員で構成しており、経営諸課題に関わる事項につき幅広く協議し意思決定を行うとともに、重要事項については取締役会で決定あるいは報告しております。

d.コンプライアンス委員会、リスク管理委員会及びIT推進委員会

当社は、代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」・「リスク管理委員会」・「IT推進委員会」を配置し、代表取締役社長の諮問機関として機能させております。なお、コンプライアンスの徹底に関しては、内部通報や各種ハラスメントの窓口を設け、広くグループ社員からの意見を聴取する等の活動を実施しております。

2.内部監査及び監査等委員会による監査の状況

内部監査部門として代表取締役社長直轄の内部監査室(1名)を設置しており、各部門及び子会社の業務執行について、「内部監査規程」及び年次の内部監査計画に基づき、必要な内部監査を実施しております。監査結果につきましては、定期的に代表取締役社長に報告するとともに、監査等委員会に対しても内部監査の状況を報告しております。また、会計監査人と主に財務報告の適正性に関する内部統制の状況について密に連絡を取り、相互に情報交換を行っております。

監査等委員会は、会計監査人と定期的に監査報告会を開催し、会計監査人より監査結果の報告を受けるとともに、重要な会計に関する検討課題については随時意見交換し、検討を行っております。

3.会計監査の状況

当社は、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査について有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けております。当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名及び継続監査年数、監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりです。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。

a. 業務を執行した公認会計士の氏名

千崎 育利 (継続監査年数1年)

藤井 秀史 (継続監査年数1年)

b. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 5名 その他12名

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、平成30年6月28日開催の株主総会での承認をもって監査等委員会設置会社に移行しました。これに伴い、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つことにより、取締役会の監督機能が強化され、また取締役の決議により重要な業務執行を取締役に委任できるところから、経営の透明性と機動性の両立が実現できると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より1日前倒しでの発送を実施。 今後も、早期発送に努めてまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に、アナリスト・機関投資家向けの説明会を開催している。 内容は前年度決算実績及び当年度の計画を中心とし、代表取締役社長自ら説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、会社説明会資料等について、発表同日にホームページに掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	森下仁丹企業行動憲章を策定し、「私たちは、事業活動の情報を適切に管理するとともに、ステークホルダーを含め社会一般から正しく理解を得ると同時に透明性を確保するため、正確な情報を適時公開します。」の旨を表明しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	森下仁丹企業行動憲章を策定し、「私たちは、地球環境を保全するため、事業活動のあらゆる面をとらえて環境保護に努めてまいります。」の旨を表明しております。また、当社はISO14001を取得いたしております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	上記に含む。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役会において、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、以下の通り決議しております。

- a. 当社及び当社の子会社から成る企業集団(「当社グループ」)の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社取締役会は、法令及び定款等の遵守のための体制を含む「内部統制システムに関する基本方針」を決定し、その実施状況を監督するとともに、適宜、基本方針の見直しを行っております。
 - ・当社監査等委員会は、内部統制システムの整備と実施状況を含め、業務執行状況の調査を行い、独立した立場から取締役の職務執行の監査を行っております。
 - ・当社は、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンスに関する委員会を設置し、遵法精神に基づく企業行動並びに社員行動の徹底を図るための重要事項を審議し、推進しております。また、「企業行動憲章」を制定し、周知徹底することにより当社グループ全役職員のコンプライアンスに対する意識の維持向上に努めております。
 - ・当社は、内部監査部門として代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」及び年次の内部監査計画に基づき、各部門について内部統制システムの有効性を含めた内部監査を実施し、監査結果は、定期的に代表取締役社長に報告するとともに、監査等委員会に対しても内部監査の状況を報告しております。
 - ・社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を含め組織全体で毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力とは一切の関係を遮断しております。また、「反社会的勢力排除に関する基本ポリシー」を制定し、周知徹底することにより当社グループ全役職員が一体となって反社会的勢力排除に向けた取り組みを行っております。
- b. 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか重要な職務執行に係る情報が記載された文書(電磁的記録を含む。以下同じ。)を関連資料とともに、「文書管理規程」その他の社内規程の定めるところに従い、適切に保存し、管理しております。取締役は、取締役の職務執行を監督・監査するために必要とするときは、これらの文書をいつでも閲覧できるものとしております。
- c. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社グループは、リスクマネジメントを行うため、代表取締役社長を委員長とした「リスク管理委員会」を組織し、当社グループ全体の横断的なリスク管理体制を設けております。
 - ・「リスク管理委員会」は、「リスク管理規程」に基づきリスク管理基本方針を策定のうえ担当部署に浸透を図る一方、リスクマネジメントの状況を定期的に取締役会及び監査等委員会に報告し、網羅的かつ総括的な管理を行っております。
 - ・大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、代表取締役社長を委員長とする「特別対策本部」を設置し危機対応の体制をとると同時に迅速に行動し、損害及びその拡大を防止することとしております。
- d. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社は、取締役の職務執行を効率的に行うために、取締役会は月1回の定時開催に加え、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、迅速かつ適正な決定を行っております。また、その決定に基づく職務執行にあたっては、効率的な業務執行を行うものとしております。
 - ・当社は、グループ企業全体の意思決定の迅速化、適正化を図るため、「関係会社管理規程」により権限や責任を明確にする とともに、子会社における重要事項については、当社取締役会において審議を行うこととしております。
- e. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ・当社グループ企業全てに適用する行動指針として「企業行動憲章」を定め、グループ企業全体において遵法経営を実践しております。
 - ・当社の取締役が子会社の取締役を兼務することで、子会社の取締役等の職務執行の監督を行うとともに、重要事項の当社への報告を義務付けております。
- f. 当社監査等委員会がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・監査等委員会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、監査等委員会を補助すべき使用人を置くものとしております。なお、使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査等委員会の事前の同意を得るものとし、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性と指示の実効性を確保するものとしております。
- g. 当社グループの取締役及び使用人等並びに当社子会社の監査役が、当社監査等委員会に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱を受けないことを確保するための体制
 - ・当社グループの取締役及び使用人並びに当社子会社の監査役は、当社及び当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項につき、その内容、業務執行の状況及び結果について遅滞なく監査等委員会に報告しております。また、これに係わらず、監査等委員会はいつでも必要に応じて、当社グループの取締役及び使用人並びに当社子会社の監査役に対して報告 を求めることができるものとしております。
 - ・当社グループは、内部通報制度を整備するとともに、通報をしたことによる不利益な扱いを受けないことを「コンプライアンス・マニュアル」に明記し、当社グループ企業全てに周知徹底しております。
- h. その他当社監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・当社監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、経営方針、会社の対処すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要問題等について意見を交換しております。
 - ・当社及び主要子会社の監査等委員及び監査役は、グループ企業全体の監査状況を把握し課題を検討するため、定期的に意見 交換を行っております。
 - ・当社内部監査部門は、当社監査等委員会との情報交換を含め連携を密にしております。
 - ・当社監査等委員会は、監査計画を実行するための予算を確保しております。当社監査等委員がその職務執行につき、会社法399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにその費用を支出しております。
- i. 財務報告の信頼性を確保するための体制

・当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適切な内部統制システムを構築しております。また、その整備・運用状況について継続的に評価し、必要な是正措置を行い、実効性のある体制の構築を図っております。

2.ITガバナンスの基本方針について

当社は、経営計画、業務運営及び内部統制などを支えるIT基盤の整備とIT戦略の立案、情報セキュリティ管理の強化、個人情報保護の徹底、内部統制システム構築に全社的に取り組み、その内容を全役員・社員に周知徹底し情報の共有化を図るものとしております。

当社は、代表取締役社長を委員長とするIT推進委員会の設置を行い、同委員会にて情報投資の計画、システムの有効性評価、ITリスクの分析、費用対効果の検証など公正かつ客観的な審議を行い、その審議内容をもって決定機関に上程し方針決定を行うこととしています。また、代表取締役社長は具体的な情報化の業務推進に関して情報化の業務推進に関して情報化統括責任者を任命し業務執行を行わせることができるものとしております。

2.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を含め組織全体で毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力とは一切の関係を遮断しております。また、「反社会的勢力排除に関する基本ポリシー」を制定し、周知徹底することにより当社グループ全役職員が一体となって反社会的勢力排除に向けた取り組みを行っています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

業務執行・経営の監視のしくみ及び内部統制システムの模式図は以下のとおりです。

